

宮内庁



## 《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成24年3月30日策定）					
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	<input type="radio"/> 平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間				
	2 事前評価の対象等	<input type="radio"/> 事業評価方式を基準とする。				
	3 事後評価の対象等	<input type="radio"/> 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができるところとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの <input type="radio"/> 事業評価方式を基準とする。				
	4 政策評価の結果の政策への反映	<input type="radio"/> 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目指して長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 <input type="radio"/> 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 <input type="radio"/> 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。				
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<input type="radio"/> 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。				
実施計画の名称	平成 26 年度宮内庁政策評価実施計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）					
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<input type="radio"/> 事業評価：1 政策				
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし				
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし				

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号）	{事業評価方式：1 件} 〔表 2-3-ア〕	—	—	—
	未着手（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）	該当する政策なし	—	—	—
	未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）	該当する政策なし	—	—	—
	その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号）	該当する政策なし	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 2-3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

- (1) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度宮内庁政策評価実施計画」に基づき、1 政策を対象として評価を実施中（平成 27 年度に公表予定）。

表 2-3-ア 事業評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	インターネットによる古典籍の紹介